

国立大学法人大分大学施設整備委員会規程

令和2年8月24日制定
令和2年規程第51号

(設置)

第1条 国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）に、法人の施設整備に関する基本的な計画及び方策を審議するため、国立大学法人大分大学施設整備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 施設整備計画に関する事項
- (2) 施設のマネジメントに関する事項
- (3) 施設の点検・評価及び改善に関する事項
- (4) その他法人の施設整備に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する理事 3人
- (2) 各学部長
- (3) 総務部長
- (4) 研究推進部長
- (5) 財務部長
- (6) 学生支援部長
- (7) 医学・病院事務部長
- (8) その他学長が必要と認める者

2 前項第1号の学長が指名する理事は、施設を所掌する理事、教育を所掌する理事及び研究を所掌する理事とする。

(任期)

第4条 前条第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員のうちから施設を所掌する理事を持って充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した委員とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について次の委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 委員長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(役員会等への付議)

第10条 委員長が必要と認めるときは、第2条各号の審議事項について、役員会、経営協議会又は教育研究評議会に付議するものとする。

(専門委員会)

第11条 委員会に審議に関する専門的な事項を検討するための専門委員会を置くことができるものとする。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第12条 委員会の事務は、財務部施設企画課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年8月24日から施行する。

附 則（令和3年規程第36号）

この規程は、令和3年11月30日から施行する。

附 則（令和4年規程第28号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。